

# 建築物の木材利用促進について

## — 中高層・非住宅分野での木材利用に向けて —

林野庁木材利用課建築物木材利用促進官 牧野 秀 史

### 1. はじめに

木材利用についての情勢の変化を感じる。木材利用の多くは建築分野であり、中でも戸建て住宅の割合が高いことは、以前と変わりはないものの、徐々にではあるが、非住宅分野や、住宅でも中高層

の建築物で木材が使われており、木造のビルが建設されるまでになってきている。

また、木材に関心を示す者も、製材や住宅を中心とした業界がほとんどであったが、最近では、木材とは縁遠いような業種の企業等からの問い合わせなどもあり、20年以上前に入省した際には、こ

のような方々とお会いする機会があるとは夢にも思わなかったということが、現職に就いてからは多々あり、木材を使う(使いたい)側の関係者が幅広くなってきていると感じている。

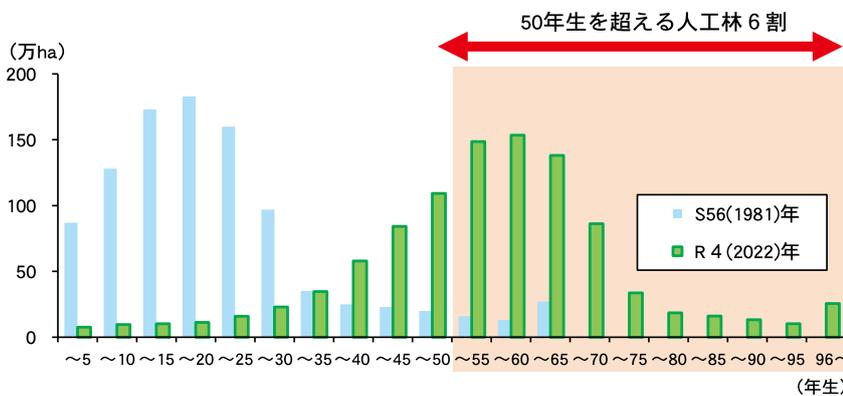
このような流れをうまくとらえて、建築物への木材利用の拡大を進めていくことが重要であり、本稿では、木材利用をめぐる情勢のみならず、木材利用の意義やメリットなども含めて御紹介したい。

### 2. 木材利用の意義とメリット

わが国の森林面積は国土の約3分の2を占めており、森林率の高い国である。その森林面積の約4割に相当する人工林は、終戦後や高度経済成長期に造林されたものが多く、その6割が50年生を超え、本格的な利用期を迎えており、今はまさに木材を使うべき時期にきている状況にある(図-1)。

これらの森林資源を循環利用していくためには、「植える」、「育てる」、「伐る」、「使う」という4つのサイクルを回していくことが必要だが、このサイクルを回していくためには、木を「使う」ことで収益を森林所有者等へもたらしていくことが重要であり、このサイクルがしっかり回ることで、地球温暖化の防止のほか、国土の保全や生物多様性の保全などの森林が有する多面的機能も発揮されることにつながる(図-2)。

このように、木材を使うことは地球環境の保全や地域経済への貢献などの対外的なメリットをもたらすが、木材を使う者にもメリットがある。具体的には、リラクセスや癒しなどの心理面の効果や、免疫力アップや疲労感の緩和などの身体面での効果などがあり、これらについて科学的データや使用者の声などを含めた事例集を林野庁のホームページでも掲載しているので本誌を御覧の方々にも御参照いただきたい(図-3)。



資料: 林野庁「森林資源の現況」  
注: S56年は61年生以上をまとめて集計。

図-1 わが国の人工林の林齢別面積



図-2 森林資源の循環利用

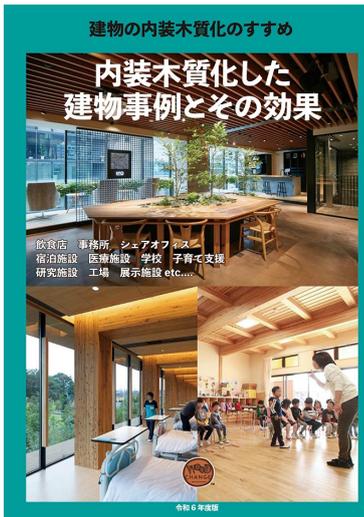
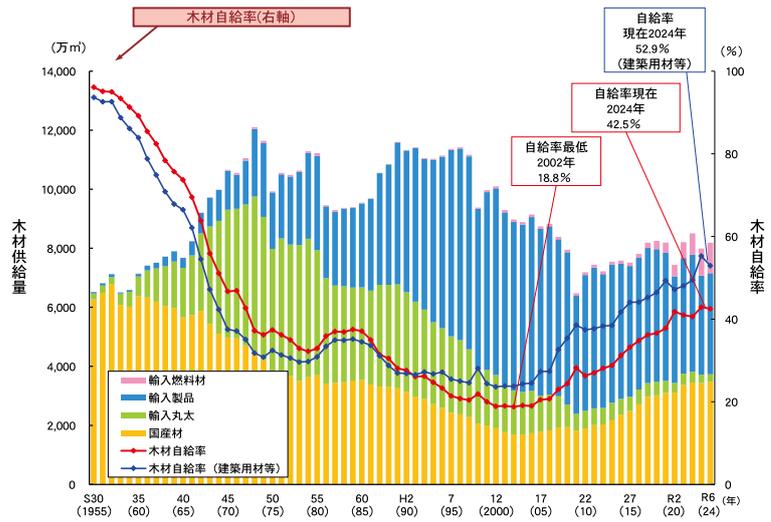


図-3 内装木質化した建築事例とその効果<sup>1)</sup>



資料：林野庁「木材需給表」

図-4 木材自給率や木材供給量の推移

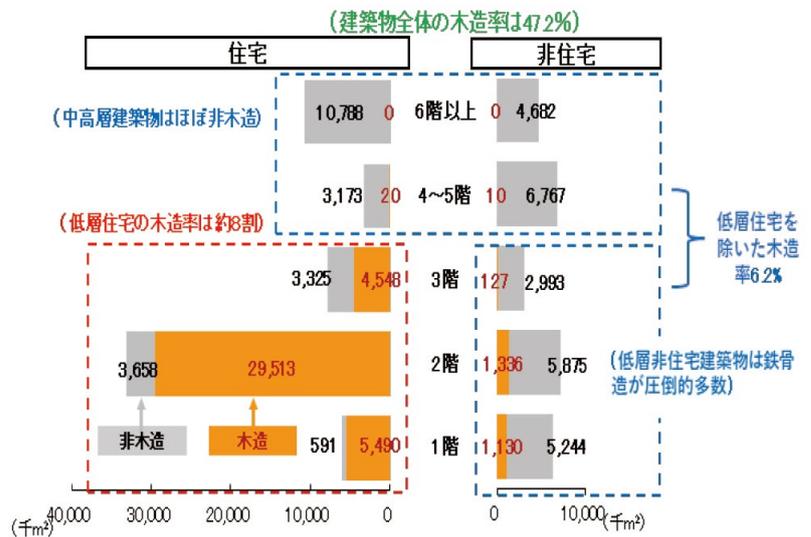
### 3. 木材利用の状況

わが国の木材自給率は、2002年に18.8%まで落ち込んだが、その後は人工林資源の充実や合板原料としてのスギ等の国産材利用の増加、木質バイオマス発電施設での燃料材利用の増加等を背景に上昇傾向となり、最近では40%を超えている。建築用材の自給率も類似した経緯を示しており、近年は50%を超えている(図-4)。森林資源が充実してきており、木材自給率も上昇傾向にあるなど、木材利用をめぐる情勢は明るい印象があるが、木材利用の多くを占める建築分野について見てみると、課題が存在している実態にある。図-5は階層別・構造別の着工建築物の床面積の状況を示しており、これを見ると、低層の住宅での木造率は高いが、その他の分野、具体的に言えば、中高層と非住宅の分野については低くなっている。今後は人口減少により、低層が多い住宅分野も縮小していくことが予想されるなかで、中高層や非住宅分野での木材利用を進めていくことが重要となっている。

### 4. 建築物での木材利用のための制度

平成22年に施行された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(以下「公共建築物等木材利用促進法」という。)が令和3年に改正され、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(以下、「都市の木造化推進法」という。)となった。

都市の木造化推進法では、各種の変更



資料：国土交通省「建築着工統計調査2024年」より林野庁作成。

注：「住宅」とは居住専用住宅、居住専用準住宅、居住産業併用建築物の合計であり、「非住宅」とはこれら以外をまとめたものとした。

図-5 階層別・構造別の着工建築物の床面積

がされている。まず、目的においては、木材利用を脱炭素社会の実現に資するものとして位置づけるとともに、それまでの公共建築物だけではなく、民間建築物を含めた建築物一般での木材利用を促進することとされた。

そのほか、新設事項が複数あるがここでは、主なものを3つ説明する。

1つめは、木材利用の意義についての基本理念が示されていることである。木材利用の促進は、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全および強化が十分に図られること、二酸化炭素の排出の抑制その他の環境への負荷の低減が図られること、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるとともに地域の経済の活性化

に資すること、をそれぞれ旨として行わなければならないとしている。

2つめは、建築物木材利用促進協定制度の創設である。事業者等は、建築物における木材利用に関する構想を、国や地方公共団体はその構想の達成に資するための情報提供等の支援に関する事項を定めた協定を締結できるものである。令和7年12月25日時点で、国で28件、地方公共団体で188件の協定締結を把握しており、合計で200件を超えた。今後も、建築物での木材利用を国や地方公共団体において支援していきたいと考えているので、本誌を御覧の企業や団体等についても、協定制度の活用について御検討いただければ幸甚である(図-6)。

3つめは、当庁をはじめ関係省庁の大  
臣から構成される木材利用促進本部の設  
置である。農林水産大臣を本部長とし、  
総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、  
国土交通大臣、環境大臣を本部員として  
いる。同本部では、建築物における木材  
の利用の促進に関する基本方針の策定や  
変更のほか、毎年1回、同方針に基づく  
措置の実施の状況を公表することとなっ  
ている。

このほか、国民に広く木材の利用の促  
進についての関心と理解を深めるため、  
10月8日を木材利用促進の日、10月を  
木材利用促進月間とすることなども定め  
られている。

## 5. 公共建築物での木材利用

公共建築物とは、国や地方公共団体が  
整備する建築物だけではなく、民間の事  
業者が整備する、学校や老人ホームなど  
も含まれる。公共建築物の木造率は、平  
成22年に公共建築物等木材利用促進法  
が施行されてからは増加傾向となってお  
り、平成22年度の8.3%から令和5年  
度では14.8%に増加してきている（図  
-7）。

国が示す基本方針では、積極的に木造  
化を推進する公共建築物の範囲に該当す  
る公共建築物について原則として全て木  
造化を図るものとされており、引き続き  
取組を進めていく。

## 6. ウッド・チェンジ協議会

都市の木造化推進法が、公共建築物の  
みならず民間建築物を含む建築物全般を  
対象とすることになっていることにある  
ように、建築物での木材利用を進めるた  
めには、民間建築物での木材利用を進め  
ていくことが重要である。

このような中、経済・建築・木材供給  
関係団体など、川上から川下までの幅広  
い関係者が一堂に参画する民と官の協議  
会であるウッド・チェンジ協議会が立ち  
上がり、令和3年9月に第1回の会合が  
開催された。

同協議会の構成員は、経済団体、建設  
関係団体、木材供給関係団体、行政団体、  
その他の団体や研究機関のほか、施主、  
建設事業者、設計事業者、木材供給事  
業者といった民間企業も20社以上加わっ  
ており、幅広い関係者が参加している。

同協議会の下にはワーキンググループ  
が設置され、建築物での木材利用を進め  
るための検討がさまざまな視点から行わ

- 「都市（まち）の木造化推進法」に基づき、「建築物木材利用促進協定」制度を創設。
- 建築主となる事業者等は、建築物における木材利用の構想を実現するため、国又は地方公共団体と本協定を締結することができる。
- 令和7年12月25日時点で、**国で28件、地方公共団体で188件\***の協定を締結。

※地方公共団体については令和7年12月25日時点で林野庁が把握している件数。

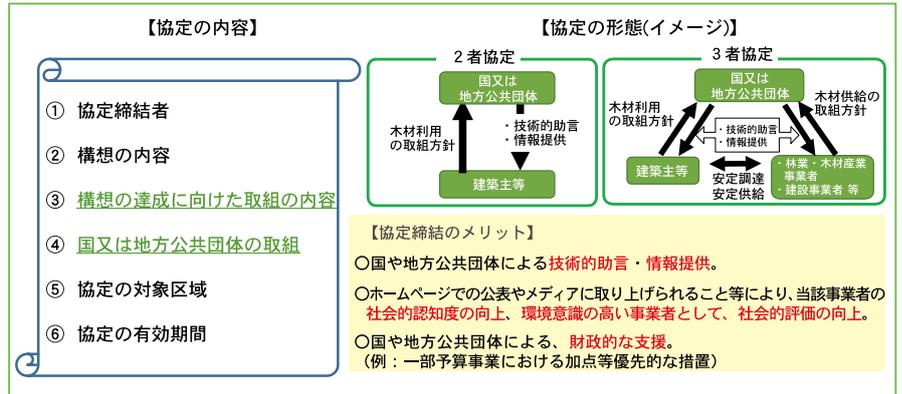
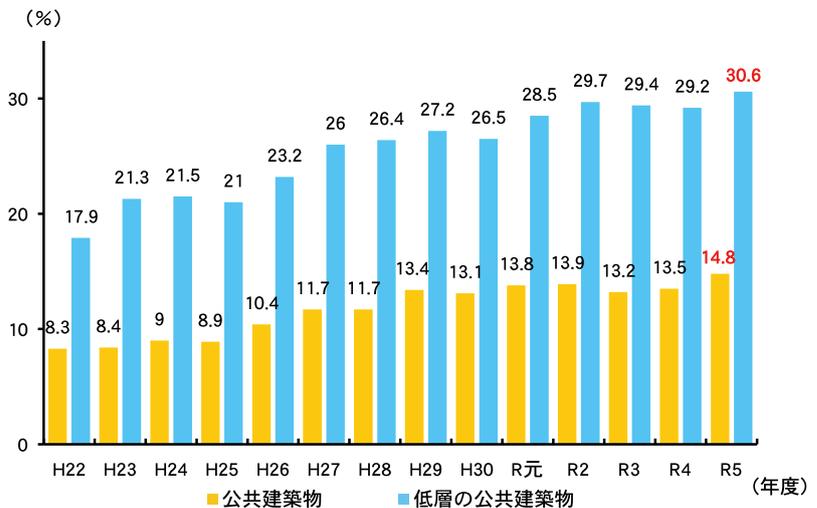


図-6 建築物木材利用促進協定制度の概要



注1：木造とは、建築基準法第2条第5号の主要構造部（壁、柱、はり、屋根または階段）に木材を利用したものをいう。建築物の全部またはその部分が2種以上の構造からなるときは、床面積の合計のうち、最も大きい部分を占める構造によって分類している。

注2：本試算では、国、地方公共団体、地方公共団体の関係機関、独立行政法人等、民間事業者が建築する教育施設、医療、福祉施設等の建築物を「公共建築物」として試算した。また、試算の対象には、新築、増築及び改築を含む（低層の公共建築物については新築のみ）。

資料：国土交通省「建築着工統計調査」のデータに基づいて林野庁が試算。

図-7 公共建築物の木造率の推移

図-8 ウッド・チェンジ協議会での成果物の例

## ▶ 耐火部材

- ・ 中高層建築物等に求められる耐火性能を有する部材を開発
- ・ 3時間耐火部材が開発され、耐火性能の観点からは階数によらず木造が可能に

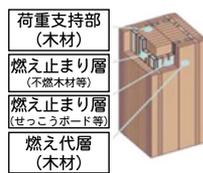


図-9 耐火部材の開発

れてきており、多数の成果物を取りまとめてきている(図-8)。これらについては林野庁のウェブサイトでも公表しているので御参照いただきたい<sup>2)</sup>。

## 7. 高層建築物での木材利用

一昔前までは、ビルを木で造るということは現実味の無いような話と受け止められていたが、近年は都内を中心に木造や鉄骨造との混構造など、高層ビルに木材が使われる事例が見られるようになってきている。

この背景には、建築基準法の性能評価への転換、鋼材とのハイブリッドや耐火被覆等による技術開発などの、関係者の長年にわたる取組により、木材が非住宅の建築分野でも広く利用できるようになっていることが大きく影響している。現在は、3時間耐火の製品も開発されているなど、法的には、木造耐火構造では階数の制約なしで建築することが可能となっている(図-9)。

このような経緯もあり、近年は高層ビルにおいて、木造、木造を含む混構造や内装木質化などで木材が利用される事案が複数見られるようになってきている。具体的な事案については、林野庁のホームページで掲載しているので御参照いただきたい。

## 8. 民間建築物を取り巻く動向の変化

以前から、意識の高い施主が、木造や木質化にこだわり、建築物を整備するという事例は見られたところであるが、そのような事例が広がっているとは言い難い状況にある。そのような中で、最近では、建築物の建設において、温室効果ガスの排出を少なくすることへの要請が高まりつつあるなど、従来とは異なる動向が見え始めている。

例えば令和7年4月には、関係省庁の連絡会議において「建築物のライフサイクルカーボン削減に向けた取組の推進に係る基本構想」が決定され、その中で令和10年度を目途に建築物ライフサイク

ルアセスメント(LCA)の実施を促す制度の開始を目指すこととされ、現在、検討が進められているところである。また、地球温暖化対策推進法に基づく、温室効果ガスを一定量以上排出する者に、それを算定、報告、公表する、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度(SHK制度)において、木材利用による炭素貯蔵量を対象にする制度改正が進められており、令和8年度からの運用が予定されている。このような動向から、今後は、建築物の建設において、LCAやSHKなどの観点で木材を活用しようとする動きが加速する可能性がある。

他方で、為替相場での円安基調が続いている中で輸入製品の購入コストの増加などの面もあり、経済的な観点からも木材、なかでも国産材への切り替えについての動きが見られる事案もある。

このようなことを踏まえると、これまで、あまり木材に関心を示さなかった者も、建築物の資材として木材を検討する機会が増加することが想定される。その際に、木材がコスト面で選ばれることも重要であるが、それだけではなく、本稿で記した「木材利用の意義とメリット」にある内容も含めて選択されることが望ましいと思われる。なぜならば、コスト重視で選ばれる場合、コスト有利な他資材が出現すればそれに代替される可能性が高く、それを上回るコストパフォーマンスが無いと木材へ帰って来ないと想像できるからである。木材利用は、地球温暖化防止といった地球規模や、上流域の水源涵養や国土保全といった地域規模まで、さまざまな良い面を持っている。さらには、木材が使用された建築物において仕事をする人などにとっても、リラックスや気分転換などのメリットをもたらす。企業等がオフィスを木造で建築、あるいは内装を木質化するなどの場合、地球規模や地域規模への貢献については対外的なアピールに、リラックスなどのメリットについては従業員あるいは未来の従業員になりうる就職希望者に、それぞれアピールできるものと考えられる。内

外でのアピールの効果が、その企業等にとっての内外の充実にもつながるものと思われ、このような考え方から、木材を使ってみようとする企業等が新たに出現していけばよい流れができるのではと考えている。

## 9. おわりに

とある中層の木造ビルの施工者から、施主から木造でもRC造でもどちらでもよいとだけ言われたものの、完成物件を見て「良いものができた」と満足していたとの話を聞いたことがある。木材を利用した建築物の建築にあたっては、求める木材がうまく調達できないなどの課題も聞かれるところであるが、完成した建築物については好評であることがほとんどであると思われる。

多くの人が木材のある空間に悪い印象を持っていない状況にあることは大変有難いことである。木材を使った建築物の利用者にとって良い印象や効果をもたらすことは、施主にとっても、企業であれば従業員の生産性の向上やリフレッシュの効果、店舗であれば顧客の増加や滞在時間の増加による売り上げ機会の増加などの効果をもたらすことになる。さらには、そのような施設を所有している企業への対外的な評価や格付けにもプラスの効果をもたらす、同時に炭素の貯蔵などのグローバルな面でも貢献していることになる。建築物への木材利用が進むよう、このような多方面への良い効果をもたらすことについて、今後はより一層の情報発信や普及を進めたいと考えている。本誌を御覧の方々に木材を使ってみたいと思う方が増えることを期待したい。

### 【参考 URL】

- 1) 林野庁HP「内装木質化した建物事例とその効果」  
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/attach/pdf/wkyougikai-96.pdf>
- 2) 林野庁HP「民間建築物等における木材利用促進に向けた協議会(ウッド・チェンジ協議会)」  
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/wkyougikai.html>
- 3) 林野庁HP「高層木造ビル事例集(ウッド・チェンジ協議会高層ビルグループ)」  
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/attach/pdf/wkyougikai-81.pdf>